

人員配置の引き上げの目標水準について

資料4

施設種別	現状	とりまとめにおいて目標水準とした水準	(参考) 委員から当初提案のあった水準
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児： 1.7 : 1 1・2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児 4 : 1 小学校以上 6 : 1	0・1歳児： 1.3 : 1 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： 3 : 1 小学生以上： 4 : 1 ※小規模ケア加算等とあわせて 概ね3:1ないし2:1相当	0・1歳児： 1 : 1 2歳以上幼児： 2 : 1 小学生以上： 3 : 1
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1.7 : 1 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： 4 : 1	0・1歳児： 1.3 : 1 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： 3 : 1 ※小規模ケア加算等とあわせて 概ね1:1相当	0・1歳児： 1 : 1 2歳以上幼児： 2 : 1
情緒障害児短期治療施設	児童指導員・保育士 5 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	児童指導員・保育士 3 : 1 心理療法担当職員 7 : 1	児童指導員・保育士 3 : 1 心理療法担当職員 7 : 1
児童自立支援施設	児童自立支援専門員・児童生活支援員 5 : 1	児童自立支援専門員・児童生活支援員 3 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	児童自立支援専門員・児童生活支援員 2 : 1 心理療法担当職員 10 : 1
母子生活支援施設	母子支援員、少年指導員：それぞれにつき 20世帯未満1人、 20世帯以上2人	母子支援員、少年指導員：それぞれにつき 10世帯未満1人 10世帯以上2人 20世帯以上3人 30世帯以上4人 ※他に加算を充実	母子指導員： 少年指導員・保育士：それぞれにつき 10世帯未満1人 10世帯2人 10世帯以上5世帯増えるにつき1人を加える

(参考 1) 加算職員の配置の充実

①里親支援担当職員の配置 (乳児院、児童養護施設)	・日本の社会的養護は、施設が9割、里親等が1割であり、欧米主要国と比べ、施設養護に過度に依存している。里親等の家庭的養護の比率を大幅に引き上げるためには、新規里親開拓や、里親への相談支援を行う体制の充実が必要であり、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの支援を行えるよう、施設に里親支援担当職員を置く必要がある。
②自立支援担当職員の配置 (児童養護施設)	・新設高校卒業後の進路は、児童養護施設の児童は、大学や専門学校等への進学は23%にとどまり、一般の高卒の77%よりも大幅に低い。また、退所後の生活も不安定な者が多い。社会的養護の子どもたちが、平等に社会のスタートラインに立てるよう、就職・自立の支援や、退所後のアフターケアの充実のための自立支援の体制整備が必要であり、施設に自立支援の担当職員を置く必要がある。
③心理療法担当職員の全施設配置	・虐待を受け心に傷を負った児童等に対する心理的ケアの充実する必要がある、このため、心理療法担当職員の配置を全施設化する必要がある。

<基本配置以外の専門職員> ※このほか、小規模グループケア加算は、1グループにつき1名を加算

児童養護施設 - 家庭支援専門相談員(必置) - 個別対応職員(必置) - 心理療法担当職員(対象10人以上→全施設) - 里親支援担当職員(新) - 自立支援担当職員(新) - 看護師(対象15人以上) - 職業指導員(設備を置いて職業指導をする場合) - 小規模施設加算(定員45人以下) - 指導員特別加算(非常勤)(定員35人以下)	情緒障害児短期治療施設 - 家庭支援専門相談員(必置) - 個別対応職員(必置) - 医師(必置) - 看護師(必置)
	児童自立支援施設 - 家庭支援専門相談員(必置) - 個別対応職員(必置) - 心理療法担当職員(対象10人以上→心理10:1へ) - 職業指導員(設備を置いて職業指導をする場合)
乳児院 - 家庭支援専門相談員(必置) - 同(非常勤)(定員40人以上) - 個別対応職員(対象8人以上→全施設) - 心理療法担当職員(対象10人以上→全施設) - 里親支援担当職員(新) - 小規模施設加算(定員20人以下) - 指導員特別加算(非常勤)(定員35人以下)	母子生活支援施設 - 個別対応職員(→20世帯以上は早期に必置に) - 心理療法担当職員(対象10人以上→全施設) - 保育士(保育設備がある場合30:1(最低1)→保育所並びに) - 指導員加算(非常勤)(定員40世帯以上→基本配置に含む) - 特別生活指導費加算(非常勤)(対象4人以上→対象数に応じ複数) - 夜間警備体制強化加算(体制をとる場合)

(参考2) 児童養護施設の人員配置の引上げの目標水準について

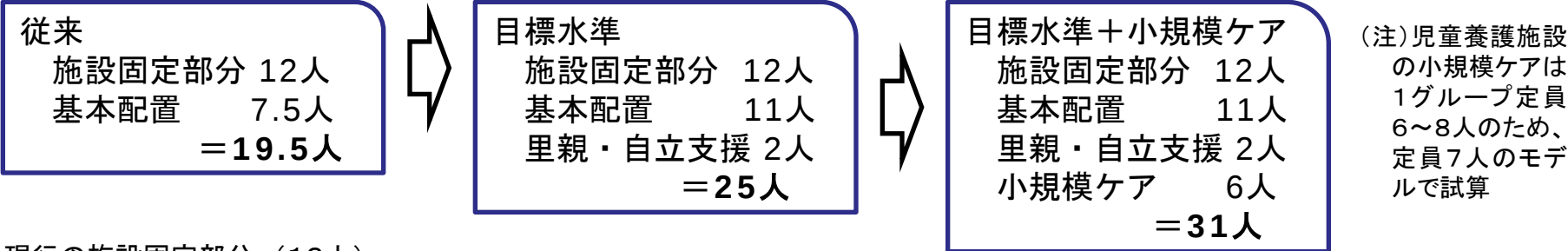
目標水準の考え方・小規模ケアの勤務ローテーションが成り立つ人員配置

- 小規模グループケアでは、1ユニットに3.6人以上の配置が必要
 - ・6:00~22:00の16時間を、早番、遅番で分担し、かつ、年間所定内勤務日数を243日としてローテーションを組むと、 $365日 \times 2人 \div 243日 = 3人$ となり、1人配置をするために約3人が必要。
 - ・毎日3時間の2名配置を確保するには、 $365日 \times 3時間 \div 8時間 \div 243人 = 0.56人$ が必要
 - ・ $3人 + 0.56人 = 3.56人$ が必要 (単純化した試算)
- ※二人目の配置は、非常勤の家事支援員として必要な時間帯に置くことも有効
- ※宿直を1週1回程度という労働基準法を遵守するため、週4日分を管理宿直職員の加算で対応

○小規模ケア加算1人に加え、オールユニット化施設では調理員等をユニット担当に算入できることから、基本配置を6:1から4:1に引き上げれば、1ユニットに3.8人の配置となり、上記の勤務ローテーションが可能な配置となる。

	配置基準		7人ユニットで、小学生以上6人、年少児1人の場合の職員数	小規模ケア加算 +1	調理員1人をユニット担当に算入 +1 (A)	実質の配置 (A/7)
	小学生以上	年少児				
現行	6 : 1	4 : 1	$6 \div 6 + 1 \div 4 = 1.25人$	2.25人	3.25人	2.15:1
目標水準	4 : 1	3 : 1	$6 \div 4 + 1 \div 3 = 1.83人$	<u>2.83人</u>	<u>3.83人</u>	1.83:1

児童養護施設のモデル施設 (児童定員42人＝小規模ケア6グループ×7人)の人員配置のイメージ



現行の施設固定部分 (12人)
施設長1、事務員1、心理療法担当職員1、
家庭支援専門相談員1、個別対応職員1、看護師1、
栄養士1、調理員等4、小規模施設加算1、

今後新設が必要な加算職員 (2人)
里親担当職員1、自立支援担当職員1

	基本配置		定員42人中、小学生以上36人、年少児6人の場合の児童指導員・保育士数
	小学生以上	年少児	
現行	6 : 1	4 : 1	$36 \div 6 + 6 \div 4 = 7.5人$
目標水準	4 : 1	3 : 1	$36 \div 4 + 6 \div 3 = 11人$

(参考3) 乳児院の人員配置の引上げの目標水準について

目標水準の考え方・小規模ケアの勤務ローテーションが成り立つ人員配置

○小規模ケアで昼間1ユニットに1.5名、夜間2ユニットに1名配置の場合、1ユニットに4.7人以上の配置が必要

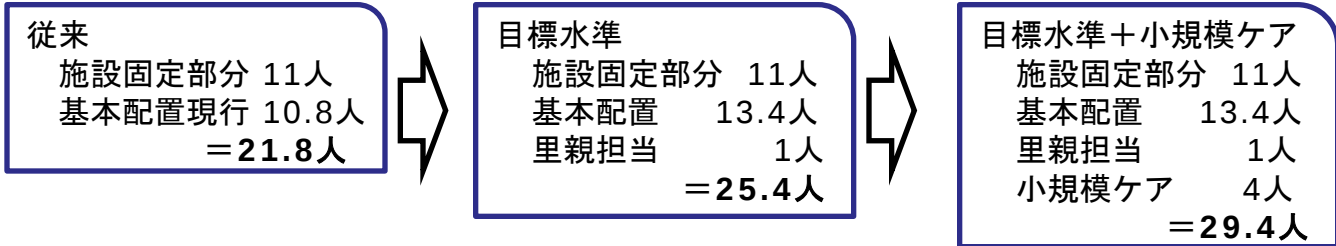
- ・8:00～21:00の13時間を、1日8時間勤務で分担し、かつ、年間所定内勤務日数を243日としてローテーションを組むと、13時間÷8時間×365日÷243日＝2.44人となり、1人配置では約2.44人、1.5人配置で2.44×1.5＝3.66人が必要
- ・2ユニットで1人の夜勤を置くこととし、11時間÷8時間×365日÷243日÷2ユニット＝1.03人が必要

○小規模ケア加算1名に加え、乳児院では宿直管理加算が非常勤0.4人分に充てられ、計1.4人の加算になることから、基本配置を1.7:1から1.3:1に引き上げれば、上記の勤務ローテーションが可能な配置となる。

	配置基準			5人ユニットで、0・1歳3.4人、2歳1.1人、3歳0.5人の場合の職員数	小規模ケア+1.4(A)	実質の配置(A/5)
	0・1歳児	2歳児	3歳以上			
現行	1.7:1	2:1	4:1	3.4÷1.7 + 1.1÷4 + 0.5÷4 = 2.68人	4.08人	1.23:1
目標水準	1.3:1	2:1	3:1	3.4÷1.3 + 1.1÷2 + 0.5÷3 = 3.33人	4.73人	1.05:1

- (注1) さらに、定員20人以下施設については、保育士1名が加算され、1名を4ユニットで分けると、1ユニット0.25人であり、2.6時間を1.5人配置から2人配置に引上げ可能(0.25人×8時間÷365日×243日÷0.5人＝2.66時間)
- (注2) このほか、調理員4名中2名は、ユニット担当に組み込むことも可能と見込まれ、2名を4ユニットに分けると、1ユニット0.5人であり、5.3時間を1.5人配置から2人配置に引上げ可能(0.5人×8時間÷365日×243日÷0.5人＝5.33時間)

乳児院のモデル施設(児童定員20人＝小規模ケア4グループ×5人)の人員配置のイメージ



(注) 乳児院の小規模ケアは1グループ定員4～6人のため、定員5人のモデルで試算

現行の施設固定部分 (11人)
施設長1、事務員1、心理療法担当職員1、
家庭支援専門相談員1、個別対応職員1、
栄養士1、調理員等4、小規模施設加算1
今後新設予定 (1人)
里親担当職員1

	配置基準			定員20人中、0・1歳13.6人、2歳4.6人、3歳1.8人の場合の職員数
	0・1歳児	2歳児	3歳以上	
現行	1.7:1	2:1	4:1	13.6÷1.7 + 4.6÷4 + 1.8÷4 = 10.8人
目標水準	1.3:1	2:1	3:1	13.6÷1.3 + 4.6÷2 + 1.8÷3 = 13.4人